

女性の生き方相談のほか、市や国・千葉県で行っている相談先があります。

相談窓口・機関

こども家庭課 (児童家庭相談等)	047-453-7322
子育てサービス課 (ひとり親家庭の相談等)	047-453-9203
法律相談	047-453-7372 (くらし安全課)
女性のための総合相談 (千葉県男女共同参画センター)	04-7140-8605 (相談専用)
習志野健康福祉センター	047-475-5966 (相談専用)
DV 相談+ (プラス)	0120-279-889 電話・チャット相談
性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター	#8891 (はやくワンストップ)



女性の生き方相談



～自分らしく、いきいきと生きるために～



問い合わせ・予約先：
習志野市 多様性社会推進課

受付専用電話：070(1594)9399

習志野市女性の生き方相談とは

子育てや生き方、人間関係や DV など、女性が抱える様々な問題に対し、カウンセリングの知識や能力を備えた女性の相談員による面接相談を通して、相談者自らの力で解決していけるよう、また、相談者の自立や社会参画を後押しすることを目的とした相談事業です。

経験豊富な女性の相談員があなたと一緒に考えます。

★相談内容

自分自身の生き方、家族、夫婦の関係、夫（恋人）の暴力、職場の人間関係など

★相談できる人

習志野市に在住、在勤、在学中の女性

★こんなことはありませんか？

- ・職場の人間関係がうまくいかない
- ・家族（夫婦・きょうだい・親・こども）との関係性に悩んでいる
（夫やパートナー等が）
- ・暴力を振るう
- ・「誰のおかげで生活できているんだ」等と怒鳴る
- ・説教を繰り返す
- ・生活費を渡さない
- ・避妊に協力しない など

悩んでいる方はまず相談を。秘密は守られます。

【利用方法】

1. 事前予約

- ・ご都合に合わせて希望日時を伺います。相談日に空きがある場合は、当日の予約も可能です。日程が決まったら、当日の流れをご案内します。
- ・電話または多様性社会推進課窓口で予約が可能です（仮名でのご予約も可能です）。
- ・相談日時によって、受付場所が異なりますので、予約時に必ずご確認ください。

2. 当日

- ・相談時間の5分前（初回の方は10分前）にお越しください。受付後、相談室へご案内します。
- ・相談は個室で行います。
- ・1回45分間です。
- ・女性の相談員と1対1の面接（対面）による相談です。原則、同伴者を伴っての相談はできません（お子さまも含まれます）。

【連絡事項】

- ・キャンセルや日程の変更などの際は専用電話にご連絡をお願いします。
- ・相談の途中でであっても、45分を経過した時点で相談は終了となりますのでご了承ください。
- ・相談費用はかかりません。

相談日

毎月5回（1回45分間）

第1金曜・第3金曜（夜間相談あり）

午後1時30分～午後4時15分

午後5時30分～午後8時15分（夜間相談）

第2・第4火曜・第3水曜

午前9時15分～正午

午後1時15分～午後5時00分

相談日が祝日にあたる日、荒天時は変更となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

予約受付・問い合わせ先

習志野市 多様性社会推進課

070(1594)9399

